

市有財産（金地金等）売り払いに伴う一般競争入札説明書

市有財産の売り払いについて、以下のとおり一般競争入札を実施するので、買取希望者は、この入札説明書の各条項を承知の上、あらかじめ入札参加の申込みを行い、所定の手続きに従い入札を行うこと。なお、入札手続き等について不明な点は、箕面市地域創造部箕面営業室に照会すること。

令和5年9月5日

1 一般競争入札により売り払う動産

品名	数量	最低買取率*
金地金（スイスバンク（SWISS BANK）製）1kg	19本	95.00%
金地金（クレディスイス（CREDIT SUISSE）製）1kg	2本	95.00%
金地金（スイスバンク（SWISS BANK）製）500g	8本	95.00%
金地金（クレディスイス（CREDIT SUISSE）製）500g	7本	95.00%
金地金（アルゴア（ARGOR S.A. CHIASSO）製）500g	1本	95.00%
白金地金（田中貴金属工業製）1kg	1本	95.00%

*備考

- 買取率とは、田中貴金属工業株式会社が公表している「店頭買取価格（税込）」を基準額として、当該基準額に乗ずる換金率のこと。以下、「買取率」という。
- 最低買取率とは、あらかじめ本市が定めた最低買取率であり、これを下回る入札は無効とする。

2 仕様内容（買取方法、買取条件等）

- 入札においては、田中貴金属工業株式会社が公表している店頭買取価格（税込）を基準に、金地金及び白金地金（以下「金地金等」という）の買取率（%）を入札書に記載すること。また、金地金等の買取率（%）は一律で記載すること。入札書の買取率記入欄に、複数の買取率の記載があった場合や、%表記以外の記載があった場合は無効とする。
- 実際の買取代金は、田中貴金属工業株式会社が買取日当日に公表した店頭買取価格（税込）に、落札した金地金等の買取率（%）及び重量を乗じた額の合計額とする。またその際、端数処理は、基準額、買取率、重量を全て乗じた後の合計（円）に対して、1円未満を切り捨てるとしてする。
- 買取日は、箕面市議会令和5年第3回定例会における、当該金地金等の財産処分議案の議決後3ヶ月以内の、落札者と市が協議により定めた日

とする。

- (4) 金地金（SWISS BANK 製、CREDIT SUISSE 製、ARGOR S. A. CHIASSO 製）及び白金地金（田中貴金属工業製）の買取が可能であること。
- (5) 入札にあたり、事前に金地金等の査定・真贋の場は設けない。
- (6) 買取代金は一括で市が指定する口座への振込により支払うこと。
- (7) 買取は、落札者と市が協議により定めた場所で行うこととし、本市立ち会いの下、査定・真贋、買取代金の口座振込による支払いまでを完了し、その後、金地金等を引き渡すこととする。
- (8) 査定・真贋の結果、万が一正規品以外の品が含まれていた場合は、落札者は正規品のみを入札書に記載した買取率で買い取り、正規品以外の品については、真贋証憑書類を添えて、買取対象から除外することとする。なお、金地金等の引き渡し以降の返品・返金等の申し出は一切受け付けない。

3 入札参加資格

本入札に参加する者（以下「入札者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により箕面市競争入札参加者指名停止要綱（平成 8 年箕面市訓令第 2 号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 入札公告日現在において、引き続き 5 年以上の営業実績があること。
- (4) 営業を行うにつき、法令などの規定により官公署の免許又は許可を受けていること。
- (5) 法人税、所得税、事業税、市税、消費税及び地方消費税を納付していること。
- (6) 金融機関から取引の停止を受けた者そのほかの経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は同条第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 199 条又は第 200 条の規定により更生計画が許可された者については、更生手続

開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされてなかった者とみなす。

- (8) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに本市競争入札参加資格審査の申請を行い、資格要件を有すると認められた者は除く。
- (9) 本入札の公告日から落札決定までの間において、指名停止要綱に基づく指名停止処置の期間がない者であること。
- (10) 本入札の公告日から落札決定までの間において、箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置の期間がない者であること。

4 入札参加申込書の受付

一般競争入札に参加希望の方は、必要事項を記載した一般競争入札参加申込書を持参又は郵送のうえ、次の（1）～（4）により申し込みを行うこと。

- (1) 受付期間及び時間
 - ・令和 5 年 9 月 5 日（火）～令和 5 年 9 月 14 日（木）まで。
 - ・午前 9 時から午後 5 時まで。（正午から午後 0 時 45 分を除きます。）

※郵送等で申し込む場合は、必ず簡易書留で令和 5 年 9 月 14 日（木）までに必着のこと。なお、連絡や返却は理由を問わず一切行わない。
- (2) 受付場所
 - 箕面市西小路 4 丁目 6 番 1 号
 - 箕面市役所 本館 2 階 地域創造部箕面営業室 210 番窓口
- (3) 提出資料
 - ① 一般競争入札参加申込書
 - ② 全部事項証明書（履歴事項証明書）1 通
 - ③ 印鑑（登録）証明書 1 通
 - ④ 古物商許可証の写し（法人用）
 - ⑤ 誓約書（「3 入札参加資格」を満たしている者であることを誓約する書面）
 - ⑥ 委任状（代理人により入札申し込みをする場合は必要）
- (4) 申し込みにあたっての留意事項
 - ① 提出書類のうち、公的証明書は発行後 3 カ月以内のものに限る。
 - ② 提出書類は、理由を問わず一切返却は行わない。
 - ③ 一般競争入札参加申込書の内容変更や取り下げについては、入札参加

申し込みの期間内に限って行うことができる。（取り下げ書は自由書式）

- ④ 入札参加の申し込み手続き後、入札書および入札参加者証を交付する。入札参加者証は入札書提出時と開札当日に必ず持参すること。
※郵送にて申込をした場合、入札書は当入札ホームページからダウンロードすることとし、入札参加者証は入札書の提出までに一般競争入札参加申込書原本の写し及び簡易書留の控えを市に提示し、市から交付を受けること。
- ⑤ 入札参加申し込み受付以降に入札参加資格がないことが判明した場合は、入札参加申し込みの受付について取り消しを行う。
- ⑥ 入札参加申込者に関する情報及び申込者数等の問い合わせについては、一切応じない。

5 入札に必要な書類及び提出の場所・日時・方法等

- (1) 入札書の提出場所
箕面市役所 本館 2 階 地域創造部箕面営業室 210 番窓口
- (2) 入札書の提出日時
令和 5 年 9 月 15 日（金）午前 10 時～午後 2 時
- (3) 入札にあたり持参する書類
 - ① 入札参加者証
 - ② 入札書
 - ③ 代理人の場合は、入札参加申込み時の委任状に記載されている受任者であると確認ができる本人確認書類
- (4) 入札書は、封筒に密封し、封筒の表に事業者名及び件名「金地金等売り払いに伴う一般競争入札」と朱書すること。
- (5) 入札参加者は、入札書に見積もった買取率（%）を記載すること。
※「2 仕様内容（買取方法、買取条件等）」に示しているとおり、金地金等の買取率（%）は一律で記載すること。なお、入札書の買取率記入欄に、買取率の記載が複数あった場合や、%表記以外の記載があった場合は無効とする。
- (6) 入札書の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- (7) 入札参加者は、自己の入札の完了後は、入札書の書換え、引換え又は撤回することができない。
- (8) その他入札方法等については、関係法令の定めるところによる。
- (9) 本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加申請について虚偽の申請を行った者がした入札は、無効とする。

6 開札場所・日時等

(1) 開札場所

箕面市役所 本館 2階 特別会議室

(2) 開札日時

令和5年9月15日（金）午後3時

※開札時間までに開札場所に入室すること。

※開札は説明終了後、直ちに行うものとする。

※開札場所には、参加申し込み1件につき2名まで入室可とする。

※開札に欠席または遅刻した場合は、理由を問わず棄権とする。

(3) 開札にあたり提出する書類

入札参加者証

(4) 開札

・開札の開始時間にて、開札場所への入室を締め切る。

・入札参加者の立ち会いのもとで開札を行う。

・開札の結果について異議を申し立てることはできない。

(5) 落札者

入札した買取率が最低買取率以上かつ最高買取率である入札者を落札者として決定する。なお、最高買取率の入札者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。

(6) 開札結果の公表

開札結果は、落札者の法人名および落札買取率を当入札ホームページ内で公表する。

7 契約及び契約保証金に関する事項

(1) 契約の締結

- ① この契約は、箕面市議会の議決を得た後、本市が落札者に対して本契約を締結する意思を表示するまでの仮契約とする。
- ② 箕面市議会で議決が得られなかった場合は、本市は、落札者に対していかなる責任及び費用負担を負わない。

(2) 契約費用等

- ① 契約書に添付する収入印紙の費用は、落札者の負担とする。
- ② その他の契約に要する費用は、落札者の負担とする。

8 買取代金の納入

落札者と市が協議により定めた場所と日時に取引を行う。本市が指定す

る口座への振込等により、当該契約に係る買取代金を本市の収納機関に納付しなければならない。

9 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

箕面市地域創造部箕面営業室

〒562-0003 箕面市西小路4丁目6番1号

電話番号 072-724-6905

10 その他

この入札説明書に記載されていない事項で必要なものは、地方自治法、地方自治法施行令、箕面市契約規則等の定めるところにより箕面市長が決定する。